



介護サービス 利用までの流れ

介護サービスを受けるためには、どれくらいの介護が必要かを判定する「要介護認定」を受ける必要があります。「要介護認定」の申請から、介護サービスの利用までをご案内します。

1. 申請



申請場所：市役所長寿支援課または各支所介護保険担当課

必要なもの：介護保険被保険者証と本人の認め印
ただし、40～64歳の方は、特定の疾病に該当していることが要件となります。その際は医療保険の被保険者証が必要です。

申請できる人：本人や家族。地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請の時期：介護サービスの利用を希望するとき。なお、介護サービスは申請日にさかのぼり利用できます。

※入院中の場合

入院直後や点滴・酸素吸入などの急性期の治療が行われている間は、訪問調査や主治医意見書の記載ができません。状態が安定し、退院の目的が立ってから申請してください。

2. 訪問調査 主治医意見書



<訪問審査>

認定調査員が自宅や入所先などを訪問し、実際に身体の動きを確認したり、日頃の心身の状態や日常生活動作の様子などを聞き取りする調査を行います。

<主治医意見書>

市役所が、申請書に記入されたかかりつけの医師に、本人の心身の状態や介護が必要となる要因となった病気などについて意見を求めます。

3. 審査判定



訪問調査結果と主治医意見書をもとに、コンピューターによる一次判定を行います。その後、医療・保健・福祉の専門家で構成される介護認定審査会を開き、一次判定結果や主治医意見書、訪問調査の特記事項などを基に、どれくらいの介護が必要かを審査・判定します。

4. 結果



介護認定審査会の判定に基づき「認定結果通知書」と、要介護状態区分などと認定の有効期間が記載された「介護保険被保険者証」が30日ほどで届きます。ただし、訪問調査日や主治医意見書が届いた日より、前後することがあります。

5. サービスの 利用



居宅介護支援事業者や地域包括支援センターに依頼し、ケアプランを作成してもらい、サービス提供事業者と契約してサービスを利用します。施設サービスは、施設の種類によってサービス内容が異なります。利用をお考えの場合は、担当のケアマネージャーや地域包括支援センターまたは直接、施設へご相談ください。

申請・問合せ先

| | | | |
|------------------|-------------|------------|---------|
| 本庁 長寿支援課 (審査認定係) | 33-4438 | 坂本支所 市民福祉課 | 45-2212 |
| 千丁支所 市民福祉課 | 46-1101 (代) | 鏡支所 健康福祉課 | 52-7836 |
| 東陽支所 市民福祉課 | 65-2111 (代) | 泉支所 市民福祉課 | 67-2113 |